

福井市教育に関する大綱

(概要版)

福井市教育に関する大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長が「福井市総合教育会議」において市教育委員と協議・調整の上策定しました。

これは、本市の教育の基本的な方針であり、本市が将来目指す教育の姿について定めたものです。

基本理念

みんなが学び成長するふくい教育 ～全国に誇れる教育環境のさらなる充実～

子どもたちが生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校教育の充実を図るとともに、子どもから高齢者まですべての市民が学習やスポーツに取り組めるよう、生きがいを持って暮らすことのできる環境を整備することが必要です。

また、市民の文化芸術活動を支援し、心豊かな活力ある地域づくりのために文化芸術の振興を図るとともに、郷土の歴史や文化遺産、自然を将来に残し、福井の誇りとして活用することが重要です。

このため、本大綱では、将来にわたって「みんなが輝く 全国に誇れるふくい」の実現のために、将来本市が目指す教育の姿として前大綱を受け継ぎ、本市の教育施策を一層推進します。

基本理念「みんなが学び成長するふくい教育 ～全国に誇れる教育環境のさらなる充実～」の実現に向けて
めざす教育の姿 10の方針と施策の方向性

方 針	施策の方向性
【方針1】 学校教育の充実を図り、子どもの生きる力を伸ばす	(1)未来につなぐ特色ある学校づくりの推進 (2)学力充実のための教育活動 (3)豊かな心の教育の推進 (4)幼児教育の推進 (5)特別支援教育の推進 (6)気になる児童生徒への支援の充実 (7)グローバル化に対応した英語教育の推進 (8)教育の情報化の推進 (9)教員の資質向上の推進 (10)キャリア教育の推進
【方針2】 ふるさと福井への誇りや愛着が持てる環境の充実を図る	(1)ふるさと教育の推進 (2)福井の魅力を学び、発信できる環境づくり
【方針3】 食育の推進や学校保健の充実を図り、心身ともに健康な子どもを育成する	(1)学校給食の充実と食育の推進 (2)自らが行動できる安全教育の推進 (3)心身ともに健やかに育つ学校保健の充実 (4)生き生きと運動に取り組む学校体育の充実
【方針4】 自然科学への興味を高め、子どもの夢を育てる	(1)自然科学教育の推進
【方針5】 安全で快適に学び、安心して過ごせる学校環境の整備に取り組む	(1)安全で快適な学校施設の整備 (2)安全・安心な通学路の環境整備

方 針	施策の方向性
【方針6】 家庭や地域、関係機関・団体が連携し、青少年の健全な育成を図る	(1)地域で進める青少年の健全育成 (2)家庭で進める青少年の健全育成 (3)自然を活かした体験学習
【方針7】 公民館や図書館の充実を図り、市民の生涯学習を支援する	(1)公民館を活用した多様な学習機会の提供 (2)だれもが利用しやすい生涯学習施設の充実 (3)市民憲章運動の推進 (4)市民ニーズに対応した図書館サービスの提供 (5)効果的・効率的な図書館運営と施設整備
【方針8】 ライフステージに応じた市民の生涯スポーツを支援する	(1)安全・安心で気軽に楽しめるスポーツ施設の充実 (2)福井国体開催を契機とするスポーツ活動への参加促進
【方針9】 市民の文化芸術活動を支援し、優れた文化芸術に触れる機会をつくる	(1)文化芸術活動の支援 (2)文化芸術の振興
【方針10】 郷土の歴史や文化遺産を保存・継承し、福井の誇りとして活用する	(1)福井が誇る歴史・文化資源の活用推進 (2)文化財の保護と活用

1

改定の趣旨

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、これからも、すべての人が夢や希望を持って健やかに暮らすためには、将来を担う子どもたちに対する学校教育と家庭教育の充実や、社会教育や文化・スポーツ等の振興など、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要となっています。

本市においても、全国トップクラスの教育環境のさらなる充実や「ふくい」が誇る歴史、伝統、文化の磨き上げのために、取組を一層進める必要があります。

こうした中、「福井市教育に関する大綱」が平成 28 年度で期限を迎え、今後も将来にわたり本市の教育の充実を図り、本市が目指す教育の姿を実現する必要があることから、地方教育の行政及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本を定める大綱を改定します。

2

大綱の位置づけ

- (1) 第七次福井市総合計画（計画期間 平成 29 年度～33 年度）を踏まえ改定します。
- (2) 福井市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整して改定します。
- (3) 国の教育振興基本計画及び県の教育に関する大綱・教育振興基本計画を参酌して改定しますが、その後国、県及び社会情勢の動向等により、本市の大綱に大きな影響を与える場合は、期間中においても適宜改定します。

3

大綱の期間

大綱の対象とする期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

福井市教育に関する大綱

平成 28 年 11 月

発行 福井市

編集 福井市総務部総合政策課、福井市教育委員会事務局教育総務課

電話 0776-20-5283 (総合政策課)、0776-20-5341 (教育総務課)
